

# 弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## I 計画策定の背景

- ・新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があり、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策措置法」が施行されました。
- ・弘前市においても、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的として、市行動計画を作成しました。

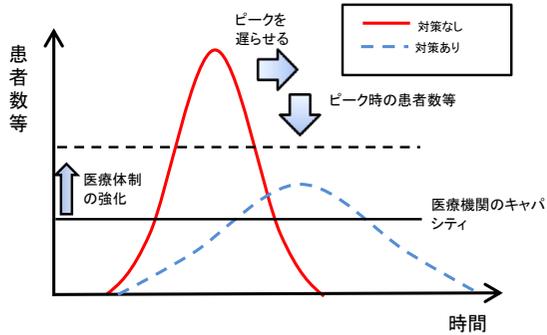
## II 対象とする感染症

- ・新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)
- ・新感染症(感染症法第6条第9項)

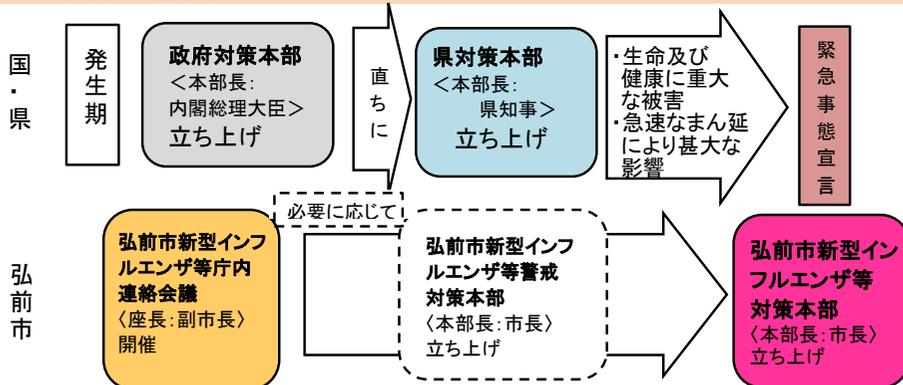
## III 対策の目的及び基本的な戦略

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小となるようにします。

<対策の効果 概念図>



## IV 体制の整備



## V 行動計画の主要6項目

	対 策
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市行動計画、行動マニュアル、業務継続計画の作成</li> <li>○弘前市新型インフルエンザ等対策庁内会議の開催</li> <li>○必要に応じて、市長を本部長とする弘前市新型インフルエンザ等警戒対策本部を設置</li> <li>○市長を本部長とする弘前市新型インフルエンザ等対策本部を設置(国の緊急事態宣言時)</li> </ul>
2 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供体制の整備及び多様な媒体を用いた対策等に関する継続的な情報提供(外国人・障がい者・高齢者等に配慮)</li> <li>○コールセンターの設置</li> <li>○国、県、市、医療機関、事業者、個人の間での双方向性の情報共有</li> </ul>
3 まん延防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な感染予防対策の普及・啓発</li> <li>○県が実施する感染拡大防止策へ協力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急の外出の自粛要請の取組</li> <li>・ 施設の使用制限の要請の取組</li> </ul> </li> </ul>
4 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防接種の体制構築及び実施(特定接種・住民接種)</li> <li>○住民接種の接種対象者や接種順位などの周知</li> <li>○基本的対処方針に基づき、原則として集団的接種により住民接種を実施</li> </ul>
5 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の医療体制の整備・維持確保</li> </ul>
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民生活及び市民経済への影響が最小となるよう市民と事業者への適切な行動の呼びかけ</li> <li>○水の安定供給</li> <li>○生活関連物資等の価格の安定のための調査、監視等</li> <li>○要配慮者への生活支援</li> <li>○遺体の火葬・安置施設の確保</li> </ul>